

令和3年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会 (6月付託)

令和3年7月5日(月)

[委員会の概要]

寺井委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和2年度野生鳥獣による農作物被害及び捕獲数の状況について(資料1)

森口農林水産部長

農林水産部より1点御報告をさせていただきます。お手元の資料1を御覧ください。令和2年度野生鳥獣による農作物被害及び捕獲数の状況についてでございます。この度、令和2年度の野生鳥獣による農作物被害額及び捕獲数がまとまりましたので、御報告させていただきます。

1、農作物被害状況でございますが、野生鳥獣による農作物被害額は9,102万4,000円で、前年度比342万円で3.6パーセントの減となっております。このうち、ニホンジカによる被害額は、3,168万5,000円、前年度比7.9パーセントの増となっており、果樹の被害が70パーセントを占める状況でございます。またイノシシは、3,411万4,000円、前年度比10.3パーセントの減であり、水稻やタケノコの被害が多くなっております。また、ニホンザルは、1,918万円、前年度比8.6パーセントの減で、多品目にわたる被害が発生しており、この3獣種による被害額が、全体の93.4パーセントを占めております。参考までに、過去5年間の農作物被害額の推移を掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして2、捕獲数につきましては、この3獣種で2万4,129頭と、過去最多だった令和元年度を更に上回る捕獲数となり、ニホンジカにつきましては、1万5,596頭と過去最多の捕獲数となっております。なお、イノシシはおおむね例年並みの7,427頭、ニホンザルは1,106頭となっております。捕獲数につきましても、参考に過去5年間の推移を掲載しておりますので、御確認ください。

3、今後の対策でございます。ニホンジカとイノシシにつきましては、引き続き、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲をしっかりと進めてまいりますとともに、特にニホンジカにつきましては、剣山・三嶺^{みうね}付近に加え、県境付近までエリアを拡大して、捕獲を更に強化するとともに、農作物被害と生息密度との関連を調査し、このデータを基に、被害軽減につながる効果的な捕獲に取り組んでまいります。また、ニホンザルにつきましては、対策に関する一連の技術を専門事業者から地域住民等へ継承することによりまして、継続的な被害対策を確立してまいります。報告事項は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

原委員

グリーン社会実現に向けた取組について質問させていただきます。菅総理大臣は昨年10月に2050年までに日本の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指し、6月18日には経済財政運営と改革の基本方針2021や2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定され、国においても地方における脱炭素社会実現に向けた政策が一つの大きな項目として示されました。

本県では、全国に先駆けて徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例が制定されており、徳島県水素グリッド構想に基づき水素の取組を進めていることと思いますが、これまでの取組状況と成果を教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

本県は、水素グリッド構想に基づきまして、これまで中四国初となります自然エネルギー由来水素ステーションの設置ですとか、四国初となります移動式水素ステーションの導入。それから全国トップクラスとなります公用車への燃料電池自動車の率先導入。また、徳島阿波おどり空港には燃料電池フォークリフトと自然エネルギー由来水素ステーションセット導入。全国唯一となりますパトカーの導入といったハード整備など、水素の社会実装を進めております。それとともに、県民の皆様には水素を身近なものとして感じてもらう動画の作成ですとか、あるいは子供向けの小冊子の作成。県庁舎見学会での水素社会啓発体験ゾーンの視察などの普及啓発も進めております。

原委員

本県が率先して取り組む水素について重点的に取り組んでいるとのことですが、利用時にCO₂を出さないエネルギーである水素は、脱炭素の切り札であり私自身も大いに普及啓発を図っていくべきと考えておりますが、まだまだ更なる普及啓発が必要だと思えます。

一般の方々の水素に対するイメージは、どうしても水素爆発や水素爆弾など危険なものという意識をお持ちの方が大変多いように感じております。水素自動車は燃料電池車であることも知らない方も多いためです。まずは身近なエネルギーとして感じてもらうのと普及は進まないと思えます。

水素の安全性についても教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、原委員から、水素の安全性について御質問を頂きました。

水素はその名のとおり水のもとでございまして、水、H₂Oに代表されるように他の元素と結び付き、あらゆる種類の化合物として地球上にも豊富に存在しております。水に電圧をかけると陽極側に酸素、陰極側に水素が発生いたします。このように身近な物質から

簡単に得ることができるのが水素の大きな特徴の一つでございます。

水素は二次エネルギーでありまして、熱や電気として利用することが可能でございます。エネルギー効率は高く、例えば液化したH₂はロケットの燃料としても利用されております。

委員お話しのように水素は爆発しやすく非常に危険で恐ろしいものと考えている方も多いことは認識しております。しかし決してそのようなことはなく、確かに着火性は高いという性質はございますが、非常に軽いため、万が一漏れたとしても大気中にすぐ拡散いたします。燃料である以上、取扱いに注意が必要であることは、ガソリンや灯油、天然ガスやLPガスも同じことでございます。つまりそれらの燃料と水素は安全性において大差はなく、日常的に安心して利用していただけるものと考えております。

原委員

ガソリンと水素はどちらがよく爆発するとかいうデータはお持ちですか。

杉山グリーン社会推進課長

すみません、先ほど水素のエネルギー効率は高いと申しましたが、ガソリンと水素それぞれの爆発力について、今、詳細なデータは持ち合わせておりません。

原委員

分かりました。水素の安全性が認識されることにより、県民の皆様にとっても水素社会が身近なものになっていくだろうと思います。

一番身近な水素の活用先はモビリティ、水素自動車ではないかと思えます。2014年にトヨタ自動車株式会社より発売されたMIRAIから6年の歳月を経て、昨年末に新型MIRAIがリリースされましたが、性能等、分かる範囲で説明していただけますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、新型MIRAIについて御質問を頂きました。

燃料電池自動車は水素を内部で燃やして走っているので危険だと思っている人もいると聞いておりますが、FCVは燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車でございます。電力で走行する一種の電気自動車と言えらると思えます。

昨年12月に発売されました新型MIRAIは、水素の総搭載量は5.6キログラム、旧型MIRAIは4.6キログラムでございます。航続距離は約850キロメートル、試験条件下での燃費消費率は水素1キログラム当たり152キロメートル、外部給電機能もございまして、供給電力量は約75キロワットアワー、これは一般家庭の電気量で言いますと1週間分以上の電力量となります。この給電が可能となっております。

水素1キログラムでFCVはおおよそ100キロメートル走行可能とされております。100キロメートル走るのに掛かる費用として比較しますと、通常の燃費がガソリン1リットル当たり20キロメートル程度走るガソリン車ですと、100キロメートル走るのに751円、レギュラーガソリン150円ぐらいで計算しております。新型MIRAIと同じクラスと言われ

ておりますレクサス級ですと1,126円ほど、それに対しまして新型MIRAIは約1,100円となっております。

また、燃料電池自動車は、水素を満タンにチャージするまでに掛かる時間は3分程度と言われておりまして、そこは電気自動車に比べてメリットが高いところでございます。MIRAI本体の価格は、グレードにもよりますが、メーカー希望小売価格は約650万円から約780万円となっております。現在、経済産業省や環境省において購入補助金がございます。その補助金に上乗せする形で県費の購入補助も用意しております。国・県を合わせて約170万円の補助があることになりまして、実質約480万円から610万円で購入することができます。

原委員

新型MIRAIにより水素自動車の普及に弾みが付くことを期待したいです。

水素エネルギーの普及については、市町村との連携も欠かせないと思います。例えば2025年大阪関西万博を契機に玄関口となる鳴門市において、グリーンスローモビリティや水素を活用した街づくりを進めることにより、脱炭素先行エリアとしてモデル地区とするなど、グリーン社会の実現のために今後も積極的に水素エネルギーの導入を進めていくべきと考えておりますが、何か県としてお考えなどあるのであれば教えていただけますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、今後の水素エネルギーの活用、また事業展開について御質問を頂きました。

国においては、本年6月、水素を重点分野に位置付けた2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略2021を策定し、2035年までに乗用車新車販売で電動車を100パーセントとする、水素ステーションを2030年までに1,000基程度整備する、水素の供給コストを2030年までにノルマルリユーベ当たり30円とするなど、水素社会の実現に向けた動きを加速させております。

本県でも全国に先駆け、県版脱炭素ロードマップを策定し、本年11月開設予定の地産水素を活用した水素ステーションや燃料電池バスの運営開始を核とした水素サプライチェーンの構築を始め、これまでの先導的な取組を更に加速させてまいりたいと考えております。

委員お話しのとおり、大阪関西万博を契機に県民や国内外の観光客の皆様へ水素エネルギーのすばらしさを実感していただくことは、大変意義のあることと認識しております。燃料電池バスの運行は四国・関西の結節点であり、主要な観光地でもございます鳴門市を発着点とした鳴門公園線において開始することとなっております。

2030年温室効果ガス50パーセント削減に向けては、庁内はもとより市町村や県内事業者の方々とも一丸となって取組を進めることが極めて重要であると考えております。このため本県の強みであります水素に加えまして、国の地域脱炭素ロードマップの中で示された脱炭素先行地域、また改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域など、新たな制度も積極的に活用し、脱炭素のモデルとなる地区や地域を創設していきたいと考えております。

原委員

エリア全体で人・環境にやさしい自立型エコシステムを構築していかなければならない

と思います。例えば2025年には団塊世代全てが75歳以上になり、本県でも高齢化率は高くなります。ドアツードアの生活はより一層拍車がかかることと思います。いち早いDXやGXの取組により、誰一人取り残されない暮らしやすい徳島県が作れると私は思っております。

脱炭素社会を進めるには化石燃料を用いて動くモビリティの削減も一つだと思いますが、ただEV、FCVは高価なものですから購入には至らないという現状があると思います。県民の皆様も地球温暖化を大変危惧されております。そこで、徳島県版MaaSの構築を早期に進めていただき、公共交通へのアクセスが悪いエリアには新しい交通手段グリーンスローモビリティやオンデマンドバス、シェアタクシー、シェアサイクルなど整備を進めていただき、環境と観光をうまくマッチングさせて、すばらしい徳島県を作りたいと思います。以上、要望して終わります。

黒崎委員

関連でと思ったのですが、まず先に大きく質問をしていきたいと思います。

県は環境政策を中心に「環境首都とくしま」という冠を頂いて、活動を今までしてきたと思います。この環境首都とくしまについては、他の県よりもいち早く大きく環境にハンドルを切って活動を始めたということで、私は当時からこれについては評価をしているところでございます。

しかしながら、環境首都とくしまの環境首都、この言葉が持つ意味合いがあやふやであり、また県民に十分に認識されていないと感じるところは正直ございました。エネルギー政策の根幹を今から変えていこうという方向に、政府あるいは世界全体が舵を切りました。そんな中で、かつての省エネであったり脱プラスチックであったりという時代とはまた違う形、違う匂いがするなど。根本的にエネルギー自体、化石燃料をもうやめてしまおうと、水素をはじめとする再生可能エネルギーを使っていこうということでございます。

環境首都という冠をそろそろ考え直してロゴも変えて、また新たに環境政策のスタートを切るべきだと考えておりますが、その辺のところは今から多分お考えになるのでしょうか、今のところどのようにお考えになっておりますか。

杉山グリーン社会推進課長

本県では2003年から環境首都とくしまを掲げて、全国をリードするような取組を進めてまいりました。そもそも環境首都という意味でございますが、東京や大阪などの二酸化炭素の排出量を抑えることが難しい地域の代わりに、自然豊かな徳島がその分を抑えるという意味合いで環境首都とくしまだと聞いております。

今現在グリーン社会推進課ということで、環境首都で当時は低炭素と言われていたと思うのですが、そういう取組を進めている中で、2016年のパリ協定採択というのが大きかったと思います。パリ協定以降、世界の平均気温上昇2度未満、できたら1.5度未満に抑えないと大変なことになるということが世界共通の認識となりました。本県もその考えに基づいて引き続き全国をリードする取組を進めてまいりました。また、自然エネルギー協議会としても、国に対して脱炭素について強い発信をしてきたところでございます。そうした動きが今の国の大きな動き、菅総理大臣のカーボンニュートラル宣言やそれ以降の各種

施策につながっていると認識しているところでございます。

引き続き、全国をリードする取組を続けまして、更に国を後押ししてまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かったような分からなかったような答弁だったのですが、環境首都というのは、今までの、この時代の省エネであったり、排気ガスであったり、そういったところをもっと根本からやっていくということ、そういった認識がいるということですね。そういう意識を持たなければいけないということですか、どうですか。

杉山グリーン社会推進課長

全国を引っ張っていくような取組をどんどん続けていく県として、環境首都を掲げているところでございます。

黒崎委員

委員会が終わってからまたゆっくり話しましょう。私が言っているのは、そういう意味とは違うのです。取組方が、今までのような小さい取組ではいけませんよということです。世の中を変えようとする事になっておりますので、やはり今までの環境首都とくしまというだけでは駄目だという、小さすぎるし狭すぎるという意味合いで申しております。恐らく議論がまだまだこれからなのでしょう。そういったところも念頭において取り組んでいただきたいということを、まず要望しておきます。

それで、我が会派の庄野議員が代表質問で脱炭素にどう取り組むのかという質問をいたしました。県はロードマップを12月までに作るということでございます。これについて今のところ分かっている範囲で結構ですので、御説明ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、黒崎委員から、県版脱炭素ロードマップの概要について御質問を頂きました。策定はこれからになるのですが、イメージ的なもので御説明させていただきます。

令和2年10月、菅総理大臣が2050年カーボンニュートラルを宣言し、国と地方で検討を行う新たな場を立ち上げるとの方針が打ち出され、国・地方脱炭素実現会議が設置されました。

この会議の場において、関係閣僚と地方自治体の首長が議論し、特に地域の取組と密接に関わる暮らし、社会の分野を中心に、2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップが6月に示されました。この国の地域脱炭素ロードマップは、今後5年間に対策を集中実施し、100か所以上の脱炭素先行地域の創出、屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブなどの重点施策を全国で実施することにより、地域の脱炭素モデルを全国、そして世界に広げる実行の脱炭素ドミノを起こすとしております。県版脱炭素ロードマップでは、こうした国の取組に加えまして、水素エネルギーをはじめ、本県の強みを生かした施策を盛り込んだものとしていきたいと考えております。

取組期間は脱炭素社会実現において、極めて重要とされております2030年度までで、こ

の間の行程と具体策を示してまいります。目標は、既に県計画で定めております2030年度目標、温室効果ガス2013年度比で50パーセント削減、それから自然エネルギーによる電力自給率50パーセントであり、二酸化炭素排出量の4割を占める電力部門に重点的に取り組むとともに、日本全体の対策が遅れております運輸部門にも注力していくべきと考えております。

主な施策といたしましては、本県の強みを生かした、全国初、地産エネルギー副生水素活用による本年11月の水素ステーションや燃料電池バス運営開始を核とした水素サプライチェーンの構築。南海トラフ巨大地震をはじめ、事前復興にもつながる地域と共生した自立・分散型電力システムの確立、市場連動型の新たな売電制度や、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を活用した自然エネルギーを生かした脱炭素地域づくりのほか、公共施設や住宅、工場等への屋根置きを中心とした自家消費型太陽光発電や蓄電池の設置の促進、県南部へ広がりつつあります水田における営農型太陽光発電ですとか、畜産、園芸への太陽光発電の活用、水路での小水力発電など農業分野における自然エネルギーの活用促進、また県営施設の使用電力のグリーン化ですとか、さらには施設のZEB化など、国の重点施策や全国の先進事例を踏まえたものとしてまいりたいと考えております。

さらに、プラスチック資源のリサイクルをはじめ、3Rの促進や食品ロスの削減による循環経済への移行、環境に優しい地域資源を活用した持続可能な農林水産業の推進など、エネルギー分野以外の重点対策も盛り込んでまいります。そして、国をはじめ、地元企業や市町村とも一体となってグリーン社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

県のロードマップについては大変広いエリアで、いろいろな業界業種、いろいろな方々の御協力を頂かなければなかなか難しいというのが今の御説明でよく分かりました。

そんな中で、県内の中小企業は圧倒的に多いので、中小企業からの協力の重要性といったこと。あともう一つは、住民に一番近いところの市町村について、その市町村のエリアの企業にどのように協力していただくのか、あるいは住民にどのように協力していただくのかということが大変重要なように思います。

今、御説明いただいた施策、多くのことをおっしゃっていただきました。恐らく全てが必要なのだらうと思います。目指す方向は一緒ですけど、形がとても複雑で、いろいろな方々の協力を得なければ前に進まないという難しさがそこにあるのかなと、そんな感じがいたしました。

その中で、中小企業の重要性とその御理解、市町村の支援について、もし何か、お決まりのようなことがございましたら、御説明いただければと思うのですが。まだまだ今からですというのであれば、それはそれで結構でございます。

杉山クリーン推進課長

ただいま、中小企業の重要性、また、市町村への支援について御質問を頂きました。

委員お話しのように、2050年のカーボンニュートラルの実現、また、そのマイルストーンとなる国の目標では2030年度までに2013年度比46パーセント削減。県の場合は50パーセ

ント削減、これらの達成は大変厳しい道のりであると認識しております。あらゆる分野に脱炭素を最優先に掲げて、国、自治体、地域企業等が一丸となった取組を進めなければ、達成は不可能であると考えております。

また、国や自治体はもとより民間事業者においても、RE100とかSBTといった取組のほか、日本経済団体連合会が発表した、各事業者のイノベーションを通じて二酸化炭素排出ゼロの社会を目指すチャレンジゼロ宣言に日本を代表する企業が多数参加するなど、企業活動における脱炭素化も本格的に動き出していると認識しております。こうした動きが県内の大企業にも見られますが、更に中小企業にも広げ、本県においても経済と環境の好循環を生み出していくことが重要であると考えております。

このため県では、中小企業等が使用電力の100パーセントを自然エネルギーに転換することを目指すREアクションへの参画支援ですとか、エネルギーの地産地消を担う人材育成を図る、とくしま自然エネルギービジネスマイスター講座の開催、商工団体と連携した水素エネルギーのセミナーの開催、地域経済の活性化や産業振興に向けた水素ビジネス研究会の開催など、これまでも地元事業者の方々の脱炭素化を支援する取組を行ってまいりました。

県版脱炭素ロードマップにおいては、更に一步踏み込んだ、委員がおっしゃるように、地元事業者を巻き込んだ取組、これを重点施策に位置付けてまいりたいと考えております。

また、市町村とも一体となりまして、取組を進めるべきと考えております。自然エネルギー導入に向けたセミナーや、勉強会の開催をはじめ、繰り返しになりますが、国の地域脱炭素ロードマップの中で示された脱炭素先行地域、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域、こういった新たな制度も積極的に活用し、地域が求める方針に適合する自然エネルギー活用事業の導入促進に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かりました。いずれにしても御説明でも大変たくさんございました。一つずつクリアしていただきたいと思います。それには、やはり市町村とのコミュニケーションが大事だと思います。

それと、あともう1点、先月ですか、徳島商工会議所が主催する勉強会がありまして、私もネット上で見させていただきましたが、川崎重工業株式会社の方が出られていろいろ説明しておられました。ああいった大企業の取組等も一般の企業に見ていただくというのは、大変プラスになってくるのだらうなと思いますので、県におかれましては、ああいった取組を積極的に進めていただきたいと要望を申し上げておきます。脱炭素関係のことについては、これで終わりたいと思います。

それと、今度は通告しておりませんでした、農作物の被害と野生鳥獣の件についてお尋ねしたいと思います。ニホンジカが植林しても植林の柔らかい木の皮を食べてしまうということが起こりまして、数年前にその幼木の周りを筒のような物で覆うような手立てを考えてやられていたのですが、どうもそれもニホンジカは賢くて、覆っているのにそれを取り外して食べてしまうということが起こってきていると聞いております。

この報告の被害の中には、そういった林業関係の被害も入っているのでしょうか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今回の報告事項の中で林業被害が入っているかという御質問を頂きました。

この中には農業被害ということで、農業被害だけを集計させていただいたものでございます。

黒崎委員

はい、それでは林業被害の数字は今すぐ分かりますか。

平島スマート林業課副課長

令和2年度のシカによる被害面積は約163ヘクタールでございます。

黒崎委員

163ヘクタールというのが、どれぐらいの被害になるのかということの説明してくれないと委員会では分かりません。

平島スマート林業課副課長

シカ被害は、平成元年度から顕在化し、平成7年度のピークにつきましては、419ヘクタールに達しておりました。令和2年度の被害面積は、163ヘクタールでそのピーク時の約39パーセントとなっております。

黒崎委員

ということは、最近の傾向としては少なくなっているということですね。少なくなっている要因はどんなことが考えられますか。

平島スマート林業課副課長

少なくなっている要因としましては、平成7年度時点での人工造林面積に比べまして若干面積は減っているというところがございます。あわせて、先ほど黒崎委員がおっしゃったチューブの他にも防護柵と言いまして、ネットによる囲い込みを徹底的にしている所で被害が収まっているということを感じております。

黒崎委員

防護柵で被害を少なくしているということですね。この防護柵を使っているのはどういったエリアでお使いになっていますか。県下全域でお使いになっているのですか、それとも南部とかあるいは西部とかありますけれど、そういった偏りみたいのはありますか。

平島スマート林業課副課長

防護柵の設置というのは、県下満遍に使われていると聞いています。

黒崎委員

県下満遍にやっているということでございますので、やはり脱CO₂ということを考え

れば、徳島県の78パーセントを覆い尽くしている森林が二酸化炭素をどう吸収するのかというのは大変重要な位置付けになってまいりますので、それも兼ねてお尋ねしました。今後もそういった活動の一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、この中には入っていないのですが、かつてカワウがアユを食べてしまうという話がありまして、カワウの被害というのがありました。この中には入っておりませんが最近はどうなっていますか。

里水産振興課長

ただいま、カワウの被害状況について御質問を頂いたところでございます。

魚食性のカワウにつきましては1日に300から500グラム魚類を捕食することが知られており、アユの捕食などの被害が顕著となっているところでございますが、被害に関する直接的なデータは持ち合わせていないところでございます。と申しますのも、カワウが河川の魚を食べることの全てを被害とするのは現実的ではない上、カワウの個体数と被害量は一致しない場合もあり、正確な被害量・被害額を定量的に把握するのは難しいと考えているところでございます。

黒崎委員

ということは、そのカワウの被害が、例えば内水面漁協あたりからカワウを何とかしてくださいという話は、今のところ来ていないというふうな判断でよろしいですか。

里水産振興課長

県といたしましては、内水面漁協からカワウの被害については十分お話をお伺いしてございまして、これまでも生息数の調査、それから追い払い対策、捕獲などの支援を行っているところでございます。

黒崎委員

その捕獲をしていた時より今はその必要がないということですね。

里水産振興課長

先ほど、被害の状況を金額として定量的に把握するのは難しいと答えを申し上げたところでございますが、現実的な問題として、内水面漁業関係者の皆様から被害防止対策について要望を頂いており、県としてはかねてから支援を行っているところでございます。

なお、生息状況につきましては、平成23年から関西広域連合としての調査が行われておりまして、令和元年の本県の生息数約2,400羽、このうち約1,700羽が吉野川流域で確認をされたところでございます。

また、ねぐら、それから営巣地、コロニーとも呼ばれますが、こうした所についても調査を行っており、令和元年3月の調査によりますと、ねぐら14か所、コロニー5か所ということで、この調査が開始されて以降、本県でのカワウの生息数につきましては、増減はあるもののおおむね横ばいであるというふうに認識をしているところでございます。

黒崎委員

金額に計算することは難しいけれども、各内水面漁業関係者からは、カワウに対する被害については心配はしているという現状があると認識しておいていいですか。

(「そのとおりです」と言う者あり)

そうですか、このカワウね、気持ちが悪いぐらい空が真っ黒になるときがあるのですよ。一体どこから飛んできているのかなと。鳴門市の旧吉野川の河口辺りの話をしているのですけれど、どこから飛んできて、一体どこへ飛んで行っているのかなと思うような状況でございます。それで全然被害がないのかなと思いつつ今話を聞いていたのですが、やはりどこかで被害が出ていると思うので、せっかくいろいろな調査を、お金を掛けてやっていますので、その撃退方法も、こういうのがある、ああいうのがあるというような議論をした覚えがあります。いつまた大量に発生してくるかも分かりませんので、油断なき対応をお願い申し上げます。

吉田委員

私からも、まずグリーン社会、脱炭素の観点から三つほどお聞きしたいと思います。原委員から水素についての詳しい御質問がありましたが、その水素自動車、利用時にCO₂を出さないということをお聞きしたいと思っております。

徳島県が全国に先駆けて水素ステーションを整備したりしていますけれども、この水素については、東亜合成株式会社の副産物として出るということで非常にいいなと思っていました。これまでは、全国のモデルとして実証実験から始まって今年はバスの運行ということでいいと思うのですが、今後この東亜合成株式会社の副産物の水素という物がどれぐらいの供給量があって、今後水素社会がどんどん進んでいく際に、ずっと東亜合成株式会社だけの水素でいけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま詳細な数値は持ち合わせていませんが、委員のおっしゃるとおり、わざわざ水素を作るのではなくて、苛性ソーダかせいの副産物として発生する水素ということで、水素の供給量はその苛性ソーダかせいの生産量に規定されるというようになってまいります。当面は、東亜合成株式会社の副生水素で県内のFCVまたFCバスの供給では賄えるものと考えております。

また、国におきましても、将来的には生成段階からCO₂フリーのグリーン水素を目指しているわけですが、その過度期としては、この副生水素は有効に利用していくべきものと位置付けられていると認識しております。

吉田委員

当面は、東亜合成株式会社の副産物の水素で大丈夫ということですね。今後、県としてのロードマップを作成するにしても、水素を中心にとり御答弁もありましたので、幾ら利用時にCO₂を出さないといっても、もしよく言われているようにオーストラリアから褐炭を輸入してそれで水素を製造ということになりましたら、本末転倒になると思っております。

ですので、県のロードマップ作成の際にも東亜合成株式会社の水素の供給量の研究も含めて再生可能エネルギーからのクリーン水素ということで推進をお願いしたいと思います。これについては以上です。

あと、県営住宅のa w aもくよんプロジェクトについて、同じく脱炭素の観点からお聞きいたします。このa w aもくよんプロジェクトというのは、木材の需要を喚起するという点でも全国に誇れるプロジェクトだと思っておりますが、今の進行状況と、先ほどからの杉山課長の御答弁でもありましたけれども、公営の建物のZ E B化、Z E H化という観点から、どういうふうに今検討されていて、どう進んでいっているかということが分かりましたらお願いします。

早澤建築指導室長

まず、a w aもくよんプロジェクトのスケジュールについてでございます。令和3年の1月に基本設計を完了し、現在実施設計中でありまして、今年9月の入札公告に向けて設計を終えるように県で作業を進めているところでございます。

また、施工につきましては、令和4年度中の工事の完成を目標としたいと考えてございます。

あと、省エネ基準につきましては、公営住宅の整備基準の中でも、省エネ等級の最高等級レベルになります等級4に適合させるとともに、ひさし、あるいは風通しの良い計画としまして、快適な空間、あるいは木部が腐りにくい工夫もして、取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

9月入札で令和4年度完成目標ということですが、省エネ基準も最高の等級4ということですが、その等級4という基準はゼロエネルギー住宅からしたらどれぐらいのものなのですか。

早澤建築指導室長

Z E H、あるいはZ E B等の基準について、今詳しい資料は持ち合わせておりませんが、省エネ等級としましては最高レベルの等級4でございますので、十分先進県としての取組ができると考えております。

吉田委員

先進県として恥ずかしくない省エネ基準だということですが、先ほどから各委員がおっしゃっていますように、今後、2030年、2050年に向けてとても達成するのが難しいようなことを、これから国を挙げて、世界を挙げてしていかないといけないという中で、どうなるのかということが少し気になりますので、また後から詳しく教えていただけたらと思います。

また、令和4年完成ということで、もし省エネ基準というのがゼロエネルギーに対して少しでも劣っているような場合は、できるだけ近づけていただけてということをお願いしたいと思います。

次に、林業の脱炭素の取組ということで、間伐などにこれまでも力を入れてこられたと思いますが、昨年までの間伐の実績と、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているということで、支援策なども補正予算で決まったと思いますので、去年までの実績と、昨年度の新型コロナウイルス感染症の影響と、支援策の成果を併せてお願いいたします。

平島スマート林業課副課長

間伐の実績と、昨年度の新型コロナウイルス感染症対策の質問をお受けしたと思います。

間伐の面積につきましては、令和2年度におきましては約2,000ヘクタール、令和元年に比べまして50ヘクタールほど増やして間伐を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の対策としましては、昨年度上半期では感染症の拡大に伴いまして、主な需要先であります木造住宅の着工戸数の低迷や、海外より輸入していた住宅資材の滞りなどの理由により、原木が伐採現場や山土場に大量に滞留したことで、木材単価が低迷し、生産調整を行った林業従事者の仕事が減少する事態が発生したところです。

そこで、林業従事者の雇用確保を図るため、アフターコロナでの速やかな木材生産活動の再開ができるよう、準備作業を行う事業を創設しました。本事業を、現在一部繰越して実施することによりまして、作業道の開設や集材用架線の設置、木材集積用の土場の整備等を行いまして、今年度から本格的に素材生産活動が実施されているところでございます。

吉田委員

間伐については、昨年の実績は新型コロナウイルス感染症の影響もなく、例年よりも50ヘクタール上回っていたということで、良かったと思います。

昨年の影響についての原木滞留対策も、確実に行われているということですが、この間伐をされた木材の行き先が分かっていたら、簡単にお願ひしたいのですけれども。

平島スマート林業課副課長

搬出間伐材の行き先でございますけれども、主には住宅建材用の資材、製材用の木材としまして、それと合板用の材、それとマテリアル利用となりますチップ材用の材料としまして出荷されていると聞いております。

吉田委員

今、木材価格が海外で上昇して、ウッドショックとか言われていて、いろいろな情報をネットの記事とかで読んでいますと、徳島県ではないのですが、本来は、住宅の資材とか合板に使われるべきB材とかA材が、チップ化されているという現状があるというものを読みました。

徳島県では、そういうC材D材ではないような、本来はチップ用ではない、いい木材がチップ化されているというような現実はないのですか。

平島スマート林業課副課長

間伐した材というのは、低質な材が多くございます。主にはB材と言いまして、合板行き材が多く占めていると聞いております。

どうしても中には、傷や割れ、合板にもそぐわない曲がりの材につきましては、C材としてチップ材にしていると聞いております。

吉田委員

間伐材に関しては、C材D材ということで、中にはおっしゃるように、チップ材に行くこともあると思うのですけれども、先ほど原木が滞留しているということをお聞きしましたが、こちらの原木のほうで、本来ならA材B材みたいなものがチップ化されていないかという懸念があるのですけれども、それは大丈夫ですか。

平島スマート林業課副課長

昨年の上半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で原木が滞留いたしました。そこで、一時期どこに出材をしようかということで、滞留したわけでございますけれども、昨年の秋以降、いわゆるウッドショックという影響が徐々に国内に出てきていまして、この春先以降は、県内では、建築用の輸入材が足りないのではないかということで、今は若干引き合いが強く、木材価格は上がって搬出しております。滞留した材というのは、一部は輸出に回しましたけれども、県内で有効に活用されていると認識しております。

吉田委員

ウッドショックと言って、ある意味チャンスではありますけれども、これまで低迷してきた林業のいろいろな製材所が減っているとか、いろいろなマイナス要因もある中で、すぐに便乗するのは難しいところもあると思うのですけれども、できるだけこのチャンスを利用して、県内の林業振興につなげていっていただきたいと思います。これについては終わります。

次に、プラスチックごみの政策についてお聞きします。今日の報道では、欧州連合で3日に、プラスチック製、発泡スチロール製の使い捨て食器や食品容器が、市場流通全面禁止ということで、新規則が施行されたという記事も読みました。

徳島県におきましては、前の委員会で質問もさせていただいたのですが、昨年「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言というのがなされて、その専用ホームページに、賛同する企業とか個人がどんどんそれに賛同していくような政策がとられていますが、これについての賛同者数は現在どうなっているのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言について御質問を頂きました。

深刻な海洋汚染を招くプラスチックごみ問題は、世界的な課題となっておりまして、G20大阪サミット2019において、2050年までに新たな海洋汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルーオーシャンビジョンが大阪首脳宣言に盛り込まれ、また政府も使い捨てプラスチックの25パーセント排出抑制、バイオマスプラスチックを約200万トン導入などを掲げた、プラスチック資源循環戦略を策定したところであります。

県におきましても、環境首都とくしまとして、プラスチックの持続可能な利用と、海洋プラスチックごみの削減に向け、県民総ぐるみの運動を展開していくため、令和2年10月

23日に、関係する4団体、徳島環境県民会議、徳島県産業資源循環協会、NPO法人徳島県消費者協会、吉野川交流推進会議の4団体でございますが、思いを一つにした「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言を行いました。

また、宣言の趣旨に賛同し、自ら行動していただける個人や企業・団体の皆様に、それぞれ「私たちのプラごみ宣言」を行っていただき、県民総ぐるみでプラスチックごみ問題に取り組む機運の醸成を図っているところでございます。

賛同者数でございますが、ウェブ上で宣言できるようになっておりますことに加えまして、今年度から、紙エコファイルによります紙ベースでの宣言も行ってもらっておりまして、こうした取組によりまして、現在67企業・団体、939人の個人の方にこの「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言に御賛同いただいております。

吉田委員

今、67企業と939名の個人の宣言があるということでお聞きしました。この宣言というのは、どういう内容ですか。

杉山グリーン社会推進課長

ウェブの宣言の所で、個人の方の場合はチェックを、例えばマイバッグ、マイボトルの推奨ですとか、分別の徹底などのチェック項目がありまして、賛同いただける分にチェックしていただくというふうになっております。

企業・団体の場合は、これに加えまして、プラスチック代替素材製品の積極的な利用ですとか、清掃活動等への積極的な参加なども併せて宣言していただくこととなっております。

吉田委員

今、具体的に幾つかの宣言の項目を言っていたいたのですけれども、この中でいいなと思ったのが、プラスチック代替素材活用製品の積極的な利用でありますとか、プラスチック代替素材の開発とか、それを活用した製品開発という項目がありました。今はプラスチックしかなくて仕方なく使っている部分があると思うので、これがどんどん加速度的に進んでいけば、だんだん減っていくと思いますし、国の政策も、こういうところを研究する研究費用に、たくさん補助金が出ているようです。でも、今はまだそれが途上なので、なかなか代替素材が使いたくても高かったりとか、なかったりという現状があると思います。そういう中で、この「未知への挑戦」とくしま行動計画の中の、プラスチックごみの政策の数値目標として、これに削減事業者数(累計)50事業者、宣言者数(累計)500宣言というのが2022年の目標に載っていますが、今の御答弁ですと、もうこれは達成しているという理解でよろしいでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

個人の方も含めると達成済みということになるかと思えます。

吉田委員

県の目標は達成しているということですが、現実はずごく厳しくて、先日も海洋のテレビ番組で見たのですが、2030年には海の中で魚の量よりプラスチックの量が増える話でありますとか、ウミガメとか海の生物がプラスチックを飲み込んでしまってというすごく衝撃的な画像を目にしました。それだけではなくて、マイクロプラスチックより一つ単位の小さいナノプラスチックを植物プランクトンが食べて、小さい魚が食べての食物連鎖で私たちの口の中にもナノプラスチックが既に入ってきているということ、それは消化管から吸収されて、血中にも入っていくという研究もあります。更に衝撃的なのは、空気中にもナノプラスチックがあるということが、大分県の九重連山の樹氷中に確認されているということとかもありまして、本当に新型コロナウイルス感染症が終わってもナノプラスチック用のマスクを付けて歩かなければいけないような時代が、もしかしたらやって来るのではないかというすごい危機感を持っています。

県としては、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言で目標も立てて達成していますけれども、まだまだ現実を変えるには足りないと思います。県の取組として、他の自治体ではペットボトルを会議に使うのはもう禁止しているというのがありますが、そのあたりの徳島県自体の取組はどういうことをされていますか。

原環境指導課長

ただいま、委員から、県の会議等でのペットボトルの使用について御質問がございました。

全体の会議で全て廃止しているかということは把握してございませんが、やはり努力としましては、ペットボトルを使用しないようには取り組んでいるところでございます。

吉田委員

全国で67自治体がそういう宣言をしている中に、関西広域連合が入っていたので、県が関連する全ての会議とかで、ペットボトルを使用しないというのは是非進めていただきたいと要望します。

あと、実際のマイクロプラスチックの研究で、海洋でどういう成分が多かったかというのに、日本での調査で一番多いのが人工芝みたいで、これから対策が必要かなと思います。あと肥料用カプセルのマイクロプラスチックが非常に多いようです。これについては、県は何か呼び掛けとかをされているのでしょうか。

肥料用カプセルについてはメーカーは、代替品の開発はともかく、今は、肥料が入っている袋に、河川などに流出しないように注意してくださいという注意書きを付けているだけです。大雨とかがあるので、流出しないようにするのはなかなか難しいと思うのですが、この肥料用カプセル、人工芝についての対策を、今後県として進めてほしいのですが、それについてはいかがでしょうか。

原環境指導課長

ただいま、委員から、プラスチックごみ対策ということで、人工芝と肥料用カプセルの排出抑制ということで御意見を頂きました。

まず県としまして、プラスチックごみ全体の発生抑制ということでございまして、プラ

スチックごみにつきましては、地球規模での資源・廃棄物制約、それから、委員がおっしゃる海洋プラスチック問題が懸念されておりました、国連のSDGsを達成する上でも大きな課題となっております。こうした中、先の国会においては、プラスチックごみを削減し循環利用を促すプラスチック資源循環促進法が成立しまして、来年4月からの施行を目標としているところでございます。この法律では、詳細な制度設計は今後示されると思いますが、市町村が行うプラスチック資源ごみの収集で、トレーなどの容器包装だけでなく、これに加え文房具やハンガーなどの製品も一括回収する仕組みが創設されております。

また、先ほど委員からお話もありましたが、本日の新聞報道で、EUではプラスチック製や発泡スチロール製の使い捨て食器、食品容器の市場流通を禁止することなどを盛り込んだ新規則が施行されたようでございますが、先ほど申した国のプラスチック資源循環促進法でも禁止までは踏み込んでおりませんが、小売店や飲食店で使い捨てのストローやスプーンなどの削減が義務付けられているほか、製造から販売、使用後の各段階でプラ素材の使用抑制やリサイクルが強化されてございます。

一方、県におきましては、本年3月に策定した第5期徳島県廃棄物処理計画におきまして、プラスチックごみ削減プログラムを取りまとめまして、循環型社会の構築を目指し、プラスチックごみの3R、それから適正処理を推進することとしております。

今後、県といたしましては、プラスチックごみ削減プログラムに基づきまして、県民の皆様、事業者の方々、市町村等が一体となってプラスチックごみの発生抑制に向けて積極的に取り組むとともに、プラスチック資源循環促進法で市町村に努力義務が課されているプラスチック使用製品の分別収集物の再商品化が円滑に推進されますよう、市町村に対して必要な技術的援助に努めてまいりたい、そのように考えております。

吉田委員

先ほど私の要望で言いました、人工芝と肥料のマイクロカプセル。そういう提案を県の主催するいろいろな環境の会議の中で、また問題提起していただいたらと思います。啓発すると、やはり気を付ける方も増えると思いますのでそれは要望しておきます。

あと最後に、「未知への挑戦」とくしま行動計画の重点戦略の中で、今おっしゃったプラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村というのが、2022年に全市町村という目標があるのですけれども、これは現在どうなっていますか。

寺井委員長

小休します。(11時42分)

寺井委員長

再開をいたします。(11時42分)

原環境指導課長

ただいま、くしま行動計画の達成状況ということで御質問がございました。

数字的に今持ち合わせておりませんが、市町村によりましては、やはりリサイクル率が高い市町村、それからまだ全てリサイクルに至っていない所もございますので、目標に向

けて達成するよう努力してまいりたいと考えております。

吉田委員

その積極的に取り組む市町村数というのが少し抽象的な表現だと思うのですが、それは具体的に何かありますか。

原環境指導課長

積極的にというところでございますが、やはり容器リサイクル法には、幾つかの分別というのが定められていまして、それを全て積極的に幾つ分別できていたら積極的かという基準はございません。しかし、市町村によりましては、例えば白色のトレイは必ず分別するというようなことができていない所もございますので、そういった点では市町村において推進できるよう積極的な支援、助言を行ってまいりたいと思っております。

吉田委員

是非、国において決まっている法律で決まっているものを守るというのは最低限のことなので、積極的にというのはそれ以上かなというふうに読んでしまいます。きちんと基準を作っていただいて、法律以上のことをしているような市町村が増えますように、県の御指導をよろしくお願いします。

古川委員

私からも脱炭素について、お聞きしたいと思えます。

事前委員会でも、今回の地球温暖化対策推進法の改正についてお話をしました。2050年までにカーボンニュートラルを実現するということが法律で盛り込まれたということは、例え政権が代わっても、法律で定められたということはこれを国としてやっていくということが決まったということです。そして、2030年には46パーセント削減するという高い目標が設定されました。

そのあと、本会議では庄野議員がグリーン社会について質問をされまして、知事からは、県版のロードマップを、12月までを目途に策定するということが明言されました。この半年の間でどれだけスピード感を持ってやれるかというのが勝負だと思います。これだけ高い目標ですから、これまでの延長線上の考え方ではなくて、抜本的な発想の転換をしてロードマップを作っていかなければいけないと思っています。このあたりもどうやってやっていくのかということ、今もう既に始まっているとは思いますが、しっかりと議論をさせていただきたいと思えます。

まず、地球温暖化対策推進法の取組については、法律の中で目標を義務化、県は義務的に設定しなければいけない、また促進区域の設置基準は、県が設定することができるということになっています。まず、このあたりどう進めていくのか教えていただけますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、古川委員から、地球温暖化対策推進法の改正を受けて県計画をどのように見直すのかという御質問を頂きました。

目標数値につきましては、先ほど黒崎委員の質問でお答えさせていただきました、2050年に2013年度比で50パーセント削減、これを引き続き目標としていきたいと考えております。

促進区域につきましては、市町村に促進区域を設けていただくように、積極的に支援してまいりたいと考えております。

古川委員

そうではなくて、まず市町村に示すために設置基準を県のほうで設定できるとなっておりますよね。このあたりの考え方はどうですか。

杉山グリーン社会推進課長

マスコミ等の情報によりますと、ただいま、環境省のほうで市町村の促進区域についての基準等について、マニュアル化がなされていると聞いているところでございます。これを見て、必要に応じて県で設置する必要がございましたら設置してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。今、国が準則みたいな形を出してくるのを確認した上で県としてもやっていく。一番大事なのは、促進区域をどれだけ設定していけるか。とにかく県内市町村をどれだけ巻き込んでいけるか、これが一番のポイントだと思います。

ですから、目標は2030年に温室効果ガスを50パーセント減と決めているから、これでいくのだというふうな答弁でしたけれども、この点についても、しっかりと市町村と協議をした上で再確認をしなければいけないのです。県がやっているのだから終わってしまいますよ。だから、そのあたりをどうやっていくのかということを実際に考えて、ロードマップを作る中においてもしっかりと市町村を巻き込んでやっていく。本当に時間がないと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

寺井委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時50分)

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時00分)

古川委員

午前中に引き続き、質問を続けさせてもらいます。午前中、削減目標を今設定している2030年までに50パーセント減、これを目標としたいということでございました。この目標につきましては、この徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)の中で、2020年から4年間ということで計画が策定されています。この削減目標については、現状すう勢ケース排出量から対策による削減見込み量を減じて、対策後の排出量を基準年と比べたとなっておりますよね。いろいろな部門ごとに、削減率何パーセントから何パーセントというのを足し

合わせていくと37パーセントから54パーセントぐらいの削減になると。54パーセントでも上のほうをとって削減率50パーセントということを設定をしているということかなと思うのですけれども。では、家庭系だけをとって見てみると39パーセントから65パーセントぐらいまで削減ということになっているので、この削減率50パーセントを達成しようと思ったら、家庭系だけで削減率60パーセントとか65パーセントとかを実現していかないといけないわけですね。

主な取組の具体策を見てみると、家庭系の具体策となると、一つはZ E Hの普及ですね。それともう一つは、自然エネルギーの導入、これが二本柱になろうかと思えます。この家庭系で60から65パーセントを減らしていくために、2030年までにそこまで減らすために、Z E Hの普及はどれぐらいまで普及させないとけないと見込んでいるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、気候変動対策推進計画の緩和編における目標達成に向けた方策について御質問を頂きました。

家庭系につきましては、委員のおっしゃるとおりですが、例えば直近の2018年度の実績でございますと、既に2013年度比で38.2パーセント削減しているという状況で、家庭系につきましては、新築住宅の断熱化とか太陽光の設置、それから国のトップランナー方式によります家電の省エネの推進ですね、そういうもので順調にいつているのではないかと考えております。

委員がおっしゃるZ E Hの件数等については、今県では、具体的な数字は策定していないところでございます。

古川委員

ということは、今の流れでいくと、多分家庭系は60から65パーセント減るだろうと、Z E H普及と書いているけれど、それほどやらなくてもいけるだろうということによろしいのですか。

杉山グリーン社会推進課長

これまで同様、省エネとか普及啓発、それと今後ロードマップで示してまいります、委員のおっしゃるZ E Hの普及というのは、必ず必要であると考えております。

古川委員

分かりました。少し角度を変えて、この2020年から開始をしている気候変動対策推進計画ですが、2020年度Z E Hの導入の実績、正確な数字が出ていなかったら大体で結構ですが、どれぐらい導入できたのですか。

杉山グリーン社会推進課長

県全体のZ E H件数、ただいま数値を持ち合わせておりません。

古川委員

分かりました。本当に漠然としたものでは、絶対に目標なんて達成できませんからね。もう12月までにロードマップを作ると言っているのだから、しっかりと押さえていかなかったら。

そうしたら、もう一つの大きな対策で自然エネルギーの導入というのを出していますよね。これは、自然エネルギー推進戦略の中で、これも2030年度までに自給率50パーセントを目標に立てていますよね。家庭系ですから、太陽光になりますよね。太陽光の導入推進、2017年度の実績を見てみると、電力需要が62億4,700万キロワットアワーで、そのうち9.2パーセントが、現状として太陽光だということなので、9.2パーセントを掛けたら大体幾らになるかというので、5億7,400万キロワットアワーが、現状、2017年度の実績として、太陽光が導入されているということでしょうね。

目標が2030年までに55億4,000万キロワットアワーまで省エネをすると、7億キロワットアワー余り省エネをした上で、その55億4,000万キロワットアワーに対して、17パーセントの太陽光エネルギーを持っていくという目標ですよね。この17パーセントを掛けると9億4,000万キロワットアワー。ですから、2030年までに4億キロワットアワー弱を太陽光で増やさなければいけないということですね。

これをやらないと目標が達成できないということですが、直近の太陽光の導入実績というのは、何キロワットアワーですか。直近の2019年でもいいのですが、これも持ち合わせていませんか。

杉山グリーン社会推進課長

太陽光は直近2019年度の推計発電量ですが、約7億1,800万キロワットアワーとなっております。

古川委員

分かりました。7億キロワットアワーですね。ですから1.5億キロワットアワーぐらい増えてきていると、このうち民間の家屋はどれぐらいですか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、報告いたしました7億キロワットアワーなのですが、これがFITに基づく10キロワットアワー以上の発電実績ということで、家庭系につきましては、ほぼ10キロワットアワー未満ということになって、この中には入っておりません。

古川委員

結局調べもしていない、把握もしていないということですよ。それで家庭系を60から65パーセント減らしていく。どうやって見極めていくかということもできていないわけでしょう。

杉山グリーン社会推進課長

10キロワットアワー未満については、この自然エネルギー自給率に含めていないというだけでございまして、数値としては把握をしております。これが設備容量で言いますと、

2021年3月末現在になるのですが、設備容量で約8万8,000キロワットアワー、年間発電量に直しますと、約1億キロワットアワーということになっております。

古川委員

ということは、今までの累積で、家庭系で1億キロワットアワーぐらいは入っているということですのでよろしいですね。

今回、国は46パーセント排出削減するという目標を立てて、県は50パーセント削減するという目標にするということですがけれども、本当にCO₂排出の85パーセントはエネルギー起源でしょう。エネルギー起源のCO₂が85パーセントなのですから、とにかく再生可能エネルギーをとにかく入れていかなければ仕方がない。再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かしていかなければ仕方がない。2030年まで本当にこれに尽きるのですよね。

骨太の方針にもきちんと明記されたように、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底すると明記されましたよね。しかも再生可能エネルギー最優先の原則で取り組むということが今回明記されました。これをとにかく進めていかなければ目標達成できないということですので、しっかりとこれを進めていってほしいと思っています。

再生可能エネルギーの中にもいろいろあります。今一番有力と見込んでいるのが、洋上風力。しっかりやっていかなければいけない。

それから、日本では地熱発電も有力だと言われてはいますがけれども、2030年では間に合わないのですよね、2030年以降になってきます。

先ほど議論になった水素、またアンモニアの混焼とかですね、このあたりもすごく有力な技術ではあるけれど、本当に効果が出てくるのは2030年以降になりますよね。となると2030年までに46パーセントを減らそうと思ったら、やれることと言ったら太陽光パネル、これを最大限導入するしかない。これは小泉環境大臣がそう言っていますから、これしかないのですよね。太陽光パネルをどうやって2030年までに導入していくか、これをロードマップの中で、突き詰めてやってほしいなと思っています。

太陽光パネルの導入については、四つの切り口が設定されておりますけれども、まず一つ目は公共部門の率先実行ですね、これは小泉環境大臣も起爆剤だと、国の方針だということで、この公共部門の率先実行を2030年までに可能な公共物の50パーセントに設置していく、これが国のロードマップですよね。可能な所で50パーセント設置する、これはどう進めていくのですか。

杉山グリーン社会推進課長

この4月に、県でも部局横断的な組織といたしまして、グリーン社会推進本部を立ち上げております。この中でロードマップも作成していくことになってはおりますけれども、正に、縦割りを排した横連携というのをがっちり組みまして、県有施設への太陽光の設置につきましても議論していきたいと思っております。

古川委員

グリーン社会推進本部の中で縦割りを排してこれから議論をしていく、具体策はこれか

らだということですね、とにかくそれはそうだろうと思いますけれども、とにかくまずは、可能量を明確化してください。公共物の50パーセントにしてもどれだけ設置できるか分からなかったら、目標の立てようがないので、そのあたりの可能量をまず明確化することが大事だと思います。ですからしっかりと明確化した上で、2030年までに50パーセントを目指していく。

この間の国・地方脱炭素実現会議の中で、必要な財源確保はやっていくと明言されていますから、新しい交付金を作るというふうな形で進みます。具体的には、概算要求の中で具体化されてきますので、このあたりしっかりと先々に把握をして、とにかく公共部門での率先実行、これをまずロードマップの中でしっかりと位置付けてほしいと思います。

二つ目の切り口が民間企業への導入ですね、県内企業への導入、これについては先日の経済委員会の中でも商工労働観光部のほうにしっかりと進めてほしいというお願いをしておきましたので、ここではやめておきます。

三つ目の切り口としては、この自家消費型の導入ですね、これが一番環境としては重要な部分だと思います。自分の家の電力を自家で賄う、これをスタンダードにしていくということをやっていくと2030年までにやっていかなければいけない。既に、太陽光パネルは系統電気よりも経済的優位性はあると言われてますよね。これは環境省が、自家消費の場合は託送料金等のコストが掛からないことを踏まえれば、既に経済的な優位性はかなり高いと言っていますよね。ですから経済的な優位性が高いのだったら導入も工夫次第でできるということですね。このあたりの工夫をロードマップの中に、盛り込んでいってもらいたいと思っています。

この間、太陽光パネルの設置事業者の方と話をしました。大体4から5キロワットアワーぐらいで300万円前後です。最近では15年ぐらいでペイできるというような話も聞きました。このあたりをしっかりと押さえた上でどうやっていくのか、何か今持っているアイデアがあれば教えていただきたいと思っています。

杉山グリーン社会推進課長

委員がおっしゃるとおり、太陽光パネルのグリッドパリティとか言われていますけれども、経済的優位性は実現されております。まず、これを県民の方々に広く、業者の方とも一緒になって普及し、そのことを知っていただく、太陽光パネルは付けたら得なのですよということを知っていただくことがまず一番かと考えております。

その上で初期投資がかからないPPAにつきましても、多分県民の方、それを聞いても本当なのかという感じになると思うので、例えば県で登録制度を設けるなどして、県民の方に安心してPPA制度を使っただけのような、そういう仕組みづくりも考えていきたいと考えます。

さらに、既設の住宅への太陽光パネル設置につきましては、他県で実績があります共同購入、付ける方をいっぱい募って一括仕入れで安くすると、そういうことも先進県の事例も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

古川委員

これについては具体策が幾つか出てきました。まず、大きく立て分けてやっていく、ま

ず、新築住宅と既設住宅、これ立て分けてロードマップで検討していくべきだと思いますよ。新築住宅については、環境省も義務化みたいなことは考えていると言っておりました。

ただ、なかなか義務化もハードルが高いと思いますので、先ほど言ったように15年でペイができるわけですから、どうやって300万円ぐらいを住宅ローンで更に上乗せで組まなければいけないですよ。太陽光パネルのローンというのは民間で2.1パーセントぐらいのローンが組めるみたいですがけれども、その300万円の上乗せがなかなか難しいという新婚家庭とかもありますよね。ですから、そのあたり金融機関と連携して、もう利子はなし、しかも長期で返済できる、年間の電力料金ぐらいで返済できるような返済プランを出せるようにしてあげたら、新築についてはかなり進むのではないかなと僕は思っています。ですので、このあたりも金融機関等としっかり協議してほしいなと思っています。

あと、既設の住宅については、いろいろハードルはあると思います。うちの家なんかもう既に建って20年もたっていますので、今から設置したらこれから15年もこの家を使うのだろうかみたいな、大体1回設置して移設しようとしたら25万円から50万円ぐらい掛かると言っていますからね。新しい家に移そうと思ったら移設費が掛かってくるわけですよ。それだったら新築になってから付けようかみたいな人がたくさんいると思うのです。だから、既設住宅についてどうしていくかというのを、ロードマップの中で知恵を絞ってほしいなと思います。このあたりは事業者としっかりと協議をして、例えばこの設置費、移設費込みのリースみたいな感じで考えていくとか、そういう点はあると思います。あとはもっと古い住宅については耐震化とセットみたいな、例えば耐震化してくれたら太陽光パネルは付けてあげるみたいな、それぐらい思い切ったことを考えて、両方一石二鳥みたいなことを考えてやっていくのも一つの手かなと思いますので、いろいろなことをロードマップを作る中で考えてほしいなと思います。

先ほど杉山課長が言われたP P Aについても、この初期費用がゼロで電気料金として払っていけばいいというような仕組みもこの電気事業者、電力事業者がやってくればかなり進んでいくと思います。このあたりも協議をしていってほしいです。それで、蓄電池やE Vやヒートポンプ、これらとの組合せをしっかりと考えていく、このあたりを自家消費型の導入の中でしっかりロードマップの中に位置付けていってほしいなと思っています。

あと四つ目は、地域共生型の導入という、これは今、国のロードマップで出ているのは、ため池に設置するとか、あとソーラーシェアリング、農業ですね、このあたりも先日の経済委員会の中で農林水産部に検討をお願いしておきましたので、しっかりと進めていってほしいなと思います。

あと、先ほど杉山課長の言った自治体の取組として、この設備機器の共同購入ですね。リバースオークションみたいなのをやって、とにかく安く大量にいろいろな所の導入事案を把握して、自治体がやっていくという、これは本当に有効な手段だと思いますので、是非実現をしてほしいなと思っていますのでよろしくお願いします。

先ほど、ロードマップの検討の中でということたくさん言いました。このロードマップの検討組織が大事なのです。この検討組織、もしかして検討組織をしないで今の計画をさらっと移そうということではないですよ。どうなのですか、検討の方法を考えているのですか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほど言いました、グリーン社会推進本部の中にロードマップ策定のプロジェクトチームを立ち上げて、これ実は7月13日を予定しております。そこで第1回の会議で全庁的に取り組むのですが、特に関係の深い課に集まっていただきまして、策定してまいりたいと考えております。

古川委員

ということは、県庁の中だけでやるということなのですか。

杉山グリーン社会推進課長

まずは、県庁内で部局横断、強力な横連携でというところを考えております。

古川委員

まずはと言いますが、あと半年しかないですよ、まずはと言っている場合ではないですよ。ですから、さっき言ったように四国電力株式会社とどう連携ができるのか、また太陽光パネルの設置事業者がどんな意見を持っているのか、どんなアイデアがあるのか。また金融機関ともしっかりと連携していかなければいけないでしょう。最初に言った市町村をどう巻き込んでいくか、このあたりをしっかりとこのロードマップの検討の中でやっていかなければ。

杉山グリーン社会推進課長

貴重な御意見ありがとうございます。実は、既存の計画の中でも今委員がおっしゃったような、徳島大学や四国大学の教授の方、それから四国電力株式会社の方、阿波銀行の方とかがメンバーになっております。例えば、自然エネルギー活用プロジェクトチームというものもございます。こういった既存の外部委員の方々の組織も活用しながら策定してまいりたいと考えております。

古川委員

当然既存の組織も使いながら、さっき言ったようなところをしっかりと専門家と詰めた上でロードマップにしっかりと盛り込んで、本当に2030年までに県は目標を達成するのだと、抽象的な記載だけでは作っても進まないではないですか。ですから、具体策をしっかりと盛り込んでいって、それでしっかりとスタートを切っていくという体制を是非作ってほしいと思います。

先ほど、設置事業者と意見交換をしたと言いましたが、設置事業者さんが不安に感じていることは、マンパワーがなかなか調達できないみたいな話もかなり言っていましたので、このあたりの現状もしっかり聞いてあげて、県が支援できるようなことがあればしっかりと支援をしていく体制を是非取っていただきたいと思います。

時間もそろそろ来ますので、最後に、事前委員会の中でも言いましたけれども、とにかく温暖化で本当に2度まで上がったときに、環境がどんなふうになっていくのかというこ

との危機感をとにかく共有して行ってほしいということも言いました。これも重要なことだと思います。7月の梅雨時に、大きい土砂災害が発生しました。去年も九州で発生しましたし、西日本豪雨も7月でした。またそれと併せて本当に巨大な台風が、台風シーズンに来て被害が起きています。こういうことが梅雨時と台風シーズンとセットで来るようになって、巨大台風も1回ならいいのですが、また年に2回も3回も来るようになってということになると、本当に日本の47都道府県全てに被災者が出るというか、全ての県で仮設住宅、避難生活が起こっているみたいな、これは可能性としてはかなり高いですよ。そういう社会になっていくわけですから、このロードマップの検討の中でしっかりと危機感を持って行ってほしいなと思っています。

この温暖化に対する影響についてはいろいろな本も出ています。何かいかがわしい本もありますが、とにかく分かりやすく訴えていく、そして納得できるように訴えていくということは大事なので、そういう優良な本、いろいろな書籍も勉強しながらやってほしいなと思います。今よく読まれているのが、この「地球に住めなくなる日」という本が出ていますよね。これは2019年にアメリカで出されて、これはマスコミ系の方、デイビッド・ヴォレス・ウェルズ氏が書かれて、ニューヨークタイムズ紙でベストセラー1位になった。2020年の3月にNHK出版から出されました。この本の中で江守正多さんが後書きを書かれているのですが、その中で気候変動に関する本の多くは、対策ありきの結論でそれに導くように書かれているか、あるいは気候変動の影響は脅威ではない、対策をしても温暖化が止まるかは分からないといった懐疑的な調子で書かれているかのどちらかです。けれども、本書の著者デイビッド・ヴォレス・ウェルズは冒頭で、自分は環境保護論者ではないと断り、気候変動について調べてみたら、こんなことになっていたのだけれどもみんなどうする、といった調子で非常にフラットなジャーナリズムの視点から書かれていることが多くの読者を獲得した理由と思われるかと江守さんが言われていまして、私も読みましたが、確かに本当に説得力のある答え方をしています。こういう本も是非参考にさせていただいて、また危機感も共有していただきたいと思います。

元木委員

私からは、これまでの議論も踏まえまして、生物にとりましての重要な生息地となっております河川区域、とりわけ県管理の河川の環境保全についてお伺いをさせていただきたいと思います。

この問題につきましては、河川整備基本方針あるいは河川整備計画の中で、河川の洪水等による災害の発生や防止、また軽減に関する事項のほか、河川環境の整備と保全に関する事項も定めているということで進められていただいていると伺っておりますけれども、地元におきましては、本当に熱心に住民のボランティアの方なんかは景観保全・美化、例えば今の時期で言いますとホタルなどの生き物が住みやすいような河川環境の整備や、いろいろな植物を守っていききたいというような趣旨で、様々な趣向を凝らした整備を行っているグループもあると聞いております。

そういったグループの方などから、行政からも支援をしてほしいといったような要望があった場合に、県としてどういった配慮ができるのかといった点についての見解をお聞きいたします。

坂本河川整備課長

ただいま、元木委員から、県管理河川の環境保全に向けての取組について御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、河川整備の取組方針につきましては、平成9年の河川法の改正に伴いまして、治水・利水、そして環境の観点を踏まえ、長期的な視点に立った河川整備基本方針を定めることとなっております。

また、河川整備基本方針に基づき、今後20年から30年で実施します具体的な整備内容を河川整備計画で定めております。この基本方針、整備計画の中で、河川の洪水等によります災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の維持に関する事項の他に、河川環境の整備と保全に関する事項も定めることとなっております。

この基本方針、計画に基づきまして、河川整備の際には治水・利水だけではなく、潤いのある水辺空間や川魚など多様な生物の生息・生育環境に配慮した川づくりが求められております。このため、河川整備計画案を作成する際には流域の住民の方々に対しましてアンケートを実施しております。景観保全や美化に対する意見を頂いた場合には、内容について検討を行い、河川整備計画に盛り込むこととしております。

また、実際の河川整備の際には、この整備計画に基づきまして治水対策を実施するとともに、地域の状況に応じて親水護岸の整備や動植物の良好な生育環境など、自然に配慮した川づくりに取り組んでいるところでございます。

さらに、維持管理の際におきましても、県民との協働によります堤防の除草を行うなど、河川の美化や河川環境を保全するとともに、洪水による浸水被害の軽減に努めております。

元木委員

除草等も行っていただいているということでございます。今、住民団体の方も本当に手弁当で、ボランティアで熱心に草刈りをしていただいている方の姿なんかもよく見ております。一方において、今、防災面ですとかあるいは安全面とか、そういった面が優先されるが故に、なかなか昔のような人と一体となった河川と言いますかユートピアのような、ああいった風景も余り見られなくなりました。また、河川の水質や生活排水の問題ですとか様々な課題がある中で、魚を通じて人の口に入るのはないかという心配をしているような、そんな意見も様々あるわけでございます。

そういう中で、県管理河川では官民連携維持管理というようなことで様々な取組を行っている聞いております。地元でも、今までアドプト・プログラムなんかで河川の維持に携わってこられた方が高齢化してしまって、なかなかその後継ぎが育っていないというような実態もございます。そういう中で、既存の団体を新たな団体に衣替えしていくための新規加入を促すような取組も必要なのではないかなと感じますし、また実態に応じてエリアを見直していったらどうかという気もいたしております。

とりわけ私の地元の県西部は、県東部と比べてもアドプトの加入団体が少なめであるというふうに伺っておりますけれども、県としてこの官民連携維持管理の推進についてどのような取組を行っているのか、お伺いをさせていただきます。

坂本河川整備課長

県管理河川におけます官民が連携した維持管理の制度についての御質問を頂いております。

まず、アドプトのお話もありましたが、官民協働型の河川維持管理システム推進事業について御説明させていただきます。

本県におきましては、住民の皆様との協働によります地域の河川環境の保全を目的といたしまして、平成22年度より官民協働型の河川維持管理システム推進事業を立ち上げておりまして、堤防の除草などに多数の住民団体に参加をしていただいているところでございます。本事業につきましては、地域のことを地域自らで行うという理念によりまして、従来のボランティア活動に対する支援として立ち上げたものでございまして、県西部で言いますと黒川原谷川でありますとか山口谷川、こういった所で活動を行っていただいております。こうした住民によります地域の活動を支援することによりまして、その活性化を図ることを目的といたしております。

次に、委員がお話しのアドプト事業につきましては、徳島県OURリバーアドプト事業ということで取組を進めておりまして、これにつきましては平成13年度より徳島県土木施設アドプト支援事業のメニューの中でリバーアドプト事業としまして、河川において清掃美化活動を行うボランティア団体に対する支援を行いまして、良好な河川の維持管理を進めているところでございます。

元木委員

このアドプト事業ですね、徳島県は、かつて設立当初はかなり積極的な取組をしておられて、今は成熟期を迎えているのかなという気がいたしておりますけれども、新たな視点でアドプト・プログラム、アドプト事業を進化させていただいて、少しでも多くの方々が、河川に関わっていただくような取組を関係機関と一体となって行っていただきたいと思えます。

河川でごみをよく見かけるのですけれども、ごみを拾った方というのは、多分ほとんどの方はごみを捨てないと思っております。そういう意味でもごみゼロの日とかそういったイベントも活用して、少しでも多くの方の参画を促すような情報発信、啓発活動を、これからは更なる取組を期待申し上げる次第でございます。

それと教育委員会にも学校の現場のことについて、少しお伺いをさせていただきたいと思えます。このアドプト・プログラムとは、地元の河川と子供たちが親しみながら環境教育をしていくような取組ということについて、水教育の推進状況と絡めて、県教育委員会としてどのような取組を行っているのかお伺いさせていただきます。

木屋村学校教育課長

ただいま、元木委員から、学校における河川の学習、水教育も含めてですが、どのように行っているのかという御質問を頂いたところでございます。

まず小学校でございまして、小学生はまず教科の学習の中で、社会科の5年生で身近な河川について学習するというのが学習指導要領の中にも書かれておりまして、まずは子供たちに一番身近な河川、それについて学習することになっております。川の成り立ちであ

りますとか、地形でありますとか、そういうのを含めまして学習しているところでございます。6年生になりますと更に広げて、県全体、日本全国の河川について学習するような仕組みになっているところでございますが、まず教科の学習とは別に総合的な学習の時間という探究学習の中で、河川の水質、それからそこに生息する生き物、それから保全の仕方、そういうのを学校単位で取り組んでいるところでございます。それらを県教育委員会では学校版の環境ISOという形で各学校の取組、環境保全でありますとか、ごみの削減も含めまして、そういうふうに取り組んでいる学校を認定しまして、環境教育を推進しているところでございます。

元木委員

今はコロナ禍で、なかなか子供さんも外に出る機会がなくなって家で過ごす方も増えているような気もいたしております。そういう中で過疎というのは歯止めが掛かっておらず、地元においても子供さんが生きた環境学習をできる場がなかなか得られていないというような指摘もありますし、皮肉なことに山間部の学校ですとか、休校・廃校になったような学校ほど、実際のところは子供の体験に基づいた環境学習が展開できていたところもあるように伺っております。

そういう視点で、例えば教育旅行を県としては支援をしていただいておりますけれども、都会の子供たちを手付かずの河川に手を入れて遊ぶような環境を作ってあげるとか、もちろん地元の子供たちもそこに行って川に親しめるような環境づくり、そういった視点でこれからもこの事業に積極的に取り組んでいただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

続きまして、今日、消費者のシンポジウムがあるようでございますけれども、消費者問題についてもお伺いさせていただきます。

このコロナ禍で、生産者に対するリスクなど生活様式を変えていく上での大切な気付きがありました。例えば、海外からの物の流れが止まりましたらマスクなんかの衛生用品が手に入りにくくなること。そしてまた外出がままならない中、地産地消の食材を購入する機会が増えたこと。そしてまた我々一人一人の買物がコロナ禍で苦しむ生産者、事業者を助けることにつながっているというようなことなどの経験によりまして、我々の買物が未来を守る買物につながるという、エシカル消費をより意識する人が増えたとも聞いております。そういう中で、本県のエシカル消費の取組の現状についてお伺いをさせていただきます。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、元木委員から、エシカル消費の推進についての御質問を頂きました。

持続可能な社会を形成する上で、環境や人や社会、地球などに配慮した消費行動であるエシカル消費の普及は重要であると考えております。県では事業者や団体などのエシカル消費の実践を促すために、平成29年度から事業者や団体が自らのエシカル消費に対する思いや取組を自主宣言し、消費者や社会に発信する本県ならではの制度として、エシカル消費自主宣言制度を創設しております。

また、エシカル消費自主宣言を行っていただいた事業者を県のホームページ等で公表す

ることにより、エシカル消費の普及拡大を図っております。あわせて、自治体初となるエシカル消費の推進母体である、とくしまエシカル消費推進会議を平成29年度に設置いたしまして、エシカル消費自主宣言事業者を会議の会員として、現在49事業者の方に参加していただき、会員同士の交流や情報交換を通じてエシカル消費の普及推進を図っております。

元木委員

49事業者が会員として普及推進を図っておられるということでございました。

最近、地元でも宅配ですとか移動販売車をよく見かけるようになりまして、県民の消費行動も徐々に変化しているのではないかなと感じております。そういう中で、例えば消費者問題について啓発活動や提言を行う県内消費者団体を束ねておられる県消費者協会ですとか、あるいは県内全域で生鮮品から日用品まで生活に必要な品物を取りそろえて宅配サービスを行っておられる、とくしま生協などと県が連携することによりまして、エシカル消費の推進が更に図られているというのではないかと考えますが、現状についてお伺いをさせていただきます。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

先ほど申しましたとおり、エシカル消費の自主宣言は現在49事業者に行っていただいております。

とくしま生協には平成30年2月に、県の消費者協会には平成30年3月にそれぞれ行っていただいております、エシカル消費の実践に取り組んでいただいているところです。

また、とくしまエシカル消費推進会議は会員の中から会議の運営の中核となる幹事を任命しており、とくしま生協と徳島県消費者協会が共に幹事として参画していただいております。エシカル消費自主宣言事業者同士の交流や情報交換を行っております、とくしまエシカル消費推進会議が他の団体の取組を知る貴重な機会になっていると考えております。このような交流の場において、お互いのエシカル消費の実践について情報交換をしていただいております、エシカル消費に取り組む事業者間の交流や連携が生まれているものと考えております。

元木委員

県はエシカル消費の推進に向けまして、県内の関係事業者ですとか関係団体の連携に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをさせていただきます。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

平成30年にはエシカル消費の自主宣言を行い、県内のエシカル消費の普及推進に顕著な功績のあった事業者を表彰する制度、エシカルアワードを創設しております。これまでも4社を表彰しておりますが、社員の意識高揚のための社内報でエシカル消費の記事の事例掲載等をしている喜多機械産業株式会社などを表彰しております。こういった表彰制度による県内事業者等のエシカル消費に関する意識の高揚を図っております。

また、平成30年2月から県内の事業者や団体のこういったエシカル消費の取組を発信するため、Twitterに「とくしまエシカル消費推進プロジェクト」というものを開設

しております。現在フォロワー数が1,000人を超えたところでございます。

また、本年10月にはエシカル消費や消費者志向経営をテーマとした全国や県内の団体、事業者、行政機関が集うシンポジウムの開催を予定しております。参加者が推進的な取組を学んだり、各自の活動に生かすヒントとなるような場を創出することとしております。

今後とも、県内のエシカル消費に取り組む事業者が交流し、情報交換できる場を設けるとともに、本県の事業者等のエシカル消費の取組を広く発信し、他の事業者によるエシカル消費の取組を知る機会を創出したり、エシカル消費に取り組む事業者の拡大や事業者間の連携に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

フォロワー数が1,000人を超えたという御説明でございましたけれども、まだまだエシカル消費という言葉の本当の意味ですとか内容について把握しておられる県民の方というのはそう多くはないのではないかなという気がしています。

御承知のとおりエシカル消費というのは今回のテーマである環境問題もそうですけれども、それ以外にも障がい者福祉の増進ですとか、国際交流ですとか、様々な角度から捉えることのできる本当に難しい概念でもあるわけでございます。その難しいエシカル消費ということをつかりやすく県民の方に伝えていくのが行政の一つの役割ではないかなと思っております。ですので、これからも今回新たに整備されます消費者情報センターですとか、そういった関係機関を有効に活用していただいて、よりきめ細やかな積極的な情報発信をお願いしたいと思います。

最後に、また教育委員会に戻って、エシカル甲子園についての取組を聞きたいと思いません。今年3月に行われました徳島グランヴィリオホテルでのエシカル甲子園、私も実際に参加させていただきまして、本当にすばらしい発表を聞かせていただいて感銘を受けたところでございます。岩手県の農業高校の方なんか本当にレベルの高い発表内容で、また内容も本当に中身の濃いもので、優勝されたということですが、県から出場された支援学校の生徒の方も支援学校ならではの切り口で、すばらしい堂々とした発表をされたのではないかなと思っております。

私がそこで感じたのは、こういったことは一過性で終わらずに継続して取り組み、せっかく全国から集まって良い発表がありましたので、それを伝えていって、各学校でそれを踏まえた取組にまたつなげていくといったPDCAというような切り口での取組が必要ではないかなと思ったのですが、このエシカル甲子園について今後どのように取り組んでいくのかお伺いをさせていただきます。

木屋村学校教育課長

ただいま、元木委員から、エシカル甲子園について今後の方向性ということで御質問を頂いたところでございます。

まず昨年度、エシカル甲子園2020としまして3月に全国87校から応募がございまして、その中の10校が本選に出場して行ったところでございます。委員から御紹介いただきました岩手県の農業高校でございますが、プラスチックごみとかを取り上げまして、すばらしい取組で1位である賞を受賞したところでございます。その際、新たにでございますが、

今回のエシカル甲子園2020をダイジェスト版という形で動画にまとめまして、それを全国の学校が見られるような形で配信しているところでございます。

今年度でございますが、第3回となるエシカル甲子園2021につきましても、今現在募集をしているところでございます。昨年度と違う点でございますが、新型コロナウイルス感染症がだんだんと収束に向かっているようなところもございますので、高校生がより世界に視野を広げていくような目線も必要だと思っております。従来の枠に加えましてグローバル枠、海外の学校等と交流して取り組むエシカル教育、エシカル実践、そういうのを取り上げる枠を設けまして、それで今現在募集をしているところでございます。

なお、今年度の実施につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして3月に本選を開催することとしております。

元木委員

グローバル枠を開設していただけるということでございまして、これを更なる進化につなげていただきたいと思いますという次第でございます。

とりわけ県内の実業高校でも既にエシカル消費と言えるようないろいろな活動を展開されておられる学校はあると思いますので、そういった県内の地道な取組をしっかりと拾い上げていただいて、共有できるような仕組みを作っていただきたいと思いますということを要望させていただきます。

重清委員

今日、農作物被害状況の資料を頂いたのですが、捕獲数が過去最高とありますが、それにしてもシカにしろ、サルにしろ、イノシシにしろ、減ってきているのかなと思って。昨年だったかな、窓を開けたら屋上にサルがいて、それで先週も宍喰の民家の所で話をしていたら上の山で音がして、見たらサルがいて、何か増えてきているのではないかと。これだけ捕っているけれど、全体の数はどれだけで、それで何頭生まれているのですか。それさえ分かれば増えているのか減っているのか分かるのだけれど、これだけ捕ってもまだまだ生まれる数が多かったら増えて増えているのではないかなと思って、どういう対策をしているかお聞きいたします。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、捕獲についての御質問でございました。

現在何匹いるかということでございますけれども、例えばニホンジカですと推定ですが、平成26年の数字になります約4万9,000頭。それでこれを令和5年までに1万頭以下に削減するというのを一応目標としてございます。今のところ、現在の頭数についてはまだ推定はできておりませんが、特にニホンジカについては、過去最高の1万5,000頭余りを捕ったのですが、猟友会の方とかのお話を聞くと捕っても捕っても増える、かなり多いというのを聞いております。それでかなり頭数が増えるというのは、いっぱい子供が生まれるというところがあるかと思っております。その数をどうにかしてつかみたいのですが、今のところまだつかむことができていないのですが、今は精一杯捕るということをやっております。

それでイノシシについてはいろいろな推測を、目撃情報とかを聞きますとかなり減ってきたのではないかとということでございます。

サルについては今、委員がおっしゃったようにあちこちで目撃情報がございますので、これもかなり捕ってはいるのですけれども、全体で増えているという感覚は持っておりません。

引き続き一生懸命捕っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

重清委員

サルについても県庁に来るまでに国道でよく見かけるのですよね。これは何年たってもなかなか減ってこないなというので、全体の数が減っても大部分は里のほうへ下りてきているということで、ここらをどうするか。

今ちょうど私たちの町では稲を植えているのですよね。そうしたらほぼ電気柵で全部丸ごとです。徳島市なんかと違って全部電気柵で丸ごと網をしなかったらとてもじゃないけど作れないという状況になってきているので、それを何とか軽減できないかなというので、何年たってもそれが収まらない。何百キロメートルですよ、電気柵でもこちらがしているのは。それは増えて、だんだん阿南市へ行き、小松島市へ行き、徳島市まで来るという状況になりますので、もう少し減らすためには何をしたらいいかを検討していただきたいと思います。

それと、河川もよく整備してくれているのですが、たくさん草や木が生えて、今どうなっているかと言ったら、シカがそこで生活しているのですよね。それで草を刈ってもらっているので業者に頼んで取ってくれていますが、現場へ入ったらシカのふんだらけで、大雨が来たら流れるのですよね、その下で子供たちが泳ぐのですよ。山のほうだったら石とか砂とかで浄化されるのだろうけど、あんな近くであれだけふんがあったら、それはとてもじゃないけど生活環境がどうなのかという話になります。

今、これ3種類だけの数字ですけど、今はキツネもいれば、アライグマもいれば、タヌキ、ハクビシン、いろいろな害のあるのが出てきているのですよ。最近では、ハチが巣を作ってよく刺されておりました、うちではマダニにもかまれております。なぜかと言ったら今、農薬ができないでしょう、そのまま草を刈ただけだったら卵が全部残ったままです。

これではどうにもならないですよ、どこにも行けなくなっているような状況です。温暖化、温暖化と言うけれど、何か考えなければ田舎だけがすごく生活しにくくなってきているのですよ、今。

ここらをどうにかできないですかね。あれだけあぜを刈っても、1か月に1回で全部また刈らなければいけない、そこまできれいにならないですよ、刈っているのは上っ面だけです。ここらをもう少し県として現状を把握して、きっちりと対応してもらわなければ、住めないようになってきていますよ。田舎は自然はたくさんありますよ。ただし、自然に人間が押されております。ここらをきちんと、今年1年間この問題をやらせてもらいます。よろしく願いします。終わります。

寺井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時00分)